

○日田市病児保育事業実施要綱

平成30年3月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業として、保育を必要とする乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健全な育成及び資質の向上に寄与するため、日田市病児保育事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、日田市とする。ただし、市長が必要であると認めるときは、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる医療機関等に委託することができる。

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、病院及び保育所等で国の通知（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）に定める基準を満たし、適切な処置が確保される施設として市長が指定する施設とする。

(対象子ども)

第4条 事業の対象となる子ども（以下「対象子ども」という。）は、主治医の診断に基づき、実施施設が保育可能と判断した子どもであって、次の要件のいずれにも該当するものとする。ただし、感染症への罹患その他の事由により、保育を行うことが適当でない認められる子どもについては、事業の対象としない。

- (1) 市内に住所を有し、又は保護者が市内に職場を持つこと。
- (2) 乳児、幼児又は小学校1年生から6年生までの児童であること。
- (3) 保護者の勤務形態、傷病、入院等により、一時的に家庭における保育が困難であり、かつ、子どもが疾病により通常の集団保育は困難であるが、当面は病状の急変がないと認められる状態であること。

(事業内容)

第5条 この事業は、実施施設において対象子どもの保育及び看護を行うものとする。

(対象疾患)

第6条 事業の対象となる疾患は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の子どもが日常罹患する疾病
- (2) インフルエンザ、水痘等の感染性疾患
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当該対象子どもの主治医が実施施設での保育が可能と判断した疾患

2 前項の規定にかかわらず、当該対象子どもの主治医が、疾患の種類や程度、アレルギー体質等により、実施施設での保育が困難と判断した場合は、対象としないことができるものとする。

(実施日等)

第7条 事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他市長が特に必要と認める日

2 事業の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。

3 事業の利用期間は、継続して7日間を限度とする。ただし、対象子どもの健康状態についての主治医の判断又は保護者の状況により必要と認めるときは、この限りでない。

(施設の基準)

第8条 実施施設は、通知に定める施設の基準を満たす専用の部屋を確保して、事業を実施するものとする。

(職員の配置)

第9条 実施施設は、事業を担当する職員として通知に定める保育士等を配置するものとする。

(実施施設の責務)

第10条 実施施設は、対象子どもが対象子ども以外の子どもと接触することのないよう配慮するものとする。

2 実施施設は、保育中の事故発生予防及び安全管理に加え、病児保育の特殊性に鑑み、病状の悪化等への対応に留意するものとする。

3 実施施設は、対象子どもの保健管理において、日々の病状の記録、保護者との連絡等を適切に行うものとする。

4 実施施設は、主治医、嘱託医及び緊急病院との連携、保護者との連絡等により緊急時に対応できる体制を確保するものとする。

5 実施施設は、円滑な運営等に資するため、福祉事務所、児童相談所、保健所、関係専門機関等と連携を図るものとする。

(利用定員)

第11条 実施施設の利用定員は、1日当たり9人とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の手続等)

第12条 事業の利用を希望する対象子どもの保護者(以下「申込者」という。)は、病児・病後児保育事業登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 申込者は、前項の規定により登録を受ける際、市長の求めに応じ、必要な書類を提出するものとする。

3 市長は、登録申請書を受理したときは、速やかに事業適用の可否及び期間等を調査し、事業の利用が必要であると認めるときは、当該申込者を登録し、病児・病後児保育事業登録通知書(様式第2号)によりその旨を申込者及び実施施設に通知するものとする。

4 前項の規定による登録は、登録を受けた日の属する年度の3月31日まで有効とする。

5 登録を受けた申込者は、事業を利用しようとするときは、実施施設を経由し、病児・病後児保育事業利用申請書(様式第3号。以下「利用申請書」という。)及び当該対象子どもの主治医が発行した病児・病後児保育事業の利用(変更)に係る主治医意見書(様式第4号。以下「主治医意見書」という。)を市長に提出して利用を申請するものとする。

6 実施施設は、前項の規定による申請を受けた場合、申込者に対し、事業の利用に係る説明又はすでに他の利用者がある場合は当該利用者の症状等の説明を行い、申込者の理解を得た場合に限り、対象子どもを受け入れるものとする。

(利用期間の延長)

第13条 申込者は、第7条第3項の規定による利用期間を超えて事業を利用しようとするときは、実施施設を経由し、利用申請書及び主治医が再発行した主治医意見書を市長に提出して、利用期間の延長を申請するものとする。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長が必要と認めるときは、対象子どもは、第7条第3項の規定による利用期間を超えて事業を利用することができる。この場合において、対象子どもの受入れは、前条第6項の例による。

(利用の中止)

第14条 市長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、対象子どもの事業の利用を中止することができる。

- (1) 対象子どもの病状の悪化等に伴い、事業の利用が困難であると認められる場合
- (2) 虚偽の申込みその他不正な手続により利用の決定を受けた場合
- (3) その他やむを得ない事情により、対象子どもが事業の利用を継続することが困難な場合

(利用の実績報告)

第15条 実施施設は、毎月の実績を翌月の10日までに、病児・病後児保育事業利用報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(保険)

第16条 対象子どもの損害保険等については、実施施設が加入するものとする。

(利用者負担金)

第17条 事業を利用する対象子どもの保護者は、事業に要する経費の一部として、別表に定める負担額を実施施設に支払うものとする。

2 事業を利用している対象子どもの病状の急変等に伴い、医師の診察、治療等を受けた場合の医療費は、保護者が別に負担するものとする。

(委託)

第18条 市長は、実施施設に対し、国、県又は市の定めるところにより、事業に要する経費を委託料として支払うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年3月26日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行の前においても、病児保育事業の利用の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為をすることができる。

(日田市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する要綱の一部改正)

3 日田市寡婦(夫)控除のみなし適用に関する要綱(平成27年告示第43号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(日田市「おおいた子育てほっとクーポン」活用事業実施要綱の一部改正)

4 日田市「おおいた子育てほっとクーポン」活用事業実施要綱(平成27年告示第117号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表（第17条関係）

利用する対象子どもの世帯区分		1日当たりの負担額
日田市内に住所を有する者	生活保護世帯	0円
	市町村民税非課税世帯	0円
	その他の世帯	2,000円